

大学入学共通テストに係る電子出願システム
Microsoft Azure ライセンス提供業務 一式
仕様書

令和 7 年 2 月

独立行政法人 大学入試センター

目次

- 1. 調達背景 1
- 2. 契約期間 2
- 3. 調達物品 2
- 4. 作業の実施に当たっての遵守事項 2
 - 4.1. 機密保持、資料の取扱い 2
 - 4.2. 法令等の遵守 2
 - 4.3. 規則等の遵守又は準拠 3
 - 4.4. その他の事項 3

1. 調達背景

大学入試センター（以下「本センター」という。）では、大学入学を希望する者を対象とした大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）を実施している。

共通テストの出願は、紙による申請にて受け付けているところだが、「大学入試のあり方に関する検討会議」の「提言」（令和3年7月）において電子出願の推進が示されたことを受け、本調達及び関連する調達により、電子出願の実現を図るものである。

本センターでは、電子出願システムを導入し、次の①～③の効果を得ることを目的としている。

- ① インターネットを経由して出願できるシステムを構築することにより、志願者の利便性を向上
- ② 志願者がシステムへ直接出願することにより、高等学校における取りまとめ等の負担を軽減
- ③ 約 50 万人の志願者の問題なくスムーズな出願を実現

電子出願システムの概要及び想定利用者については、それぞれ「図1 電子出願システムの導入イメージ」「表1 電子出願システムの利用者・利用者数」のとおり。

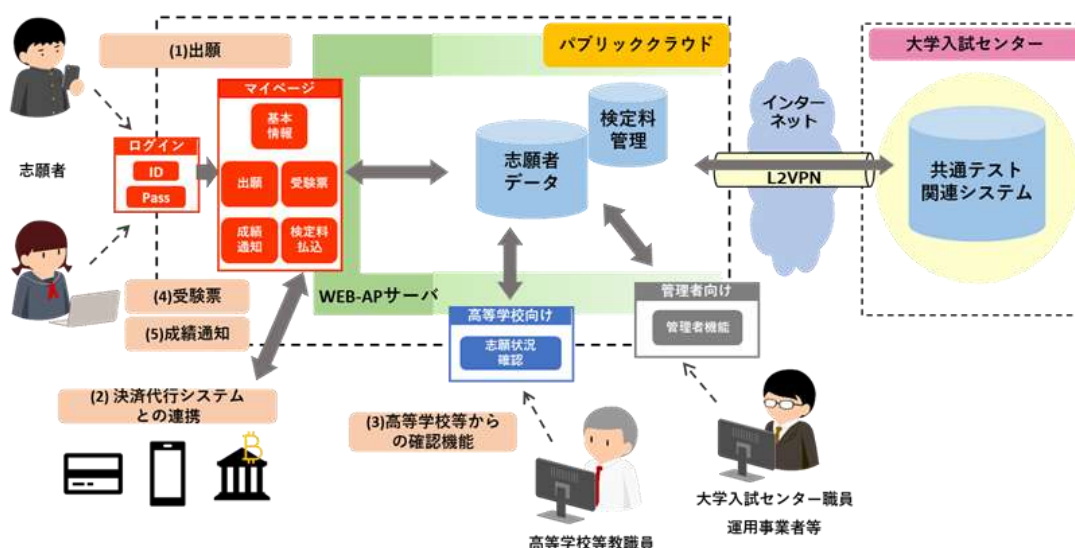


図 1 電子出願システムの導入イメージ

表 1 電子出願システムの利用者・利用者数

No.	利用者	利用者数
1	志願者等	約 50 万人
2	高等学校等教職員	約 1 万人
3	大学入試センター職員	20 名程度
4	システム運用事業者	20 名程度
5	志願者専用問合せ電話対応者	10 名程度

2. 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（火）

ライセンス購入時の納入期限は、都度センター担当者と協議し、その指示に従うこと。

3. 調達物品

受注者は、電子出願システムで利用する Microsoft Azure ライセンスを Open Value 契約にて本センターに提供すること。詳細は「表 2 Microsoft Azure ライセンス仕様」のとおり。

表 2 Microsoft Azure ライセンス仕様

項目	内容
ボリュームライセンスプログラム	Open Value
製品	Azure イン オープン プラン (US\$100)
有効期間	12 か月（有効化後）
想定必要数※	11,600 ライセンス

※想定必要数はあくまで想定であり、実際の発注数は適宜決定する。

なお、センターでは既に令和 5 年度から Microsoft Azure ライセンスを調達して開発・構築を開始しており、本年度は 3 年度目に当たる。調達に当たっては、あらかじめセンター担当者から十分な聞取り及び確認を行い、センターが使用する環境に適合するライセンスを調達すること。

4. 作業の実施に当たっての遵守事項

4.1. 機密保持、資料の取扱い

本調達により取得した情報、構築するシステムに係る技術、知識及びその他本調達を履行する上で知り得た本センターに係る情報を第三者に開示、漏洩、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

本センターの許可なく本業務に係る資料（電子ファイル・電子媒体含む）を持出すことを禁止する。

本業務により受領した情報は管理を徹底し、業務終了後には返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

適切な措置が講じられていることを確認するため、本センターからの遵守状況の報告の求めに応じること。

4.2. 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）及び

本業務に関連する法令等を遵守し履行すること。

4.3. 規則等の遵守又は準拠

本業務の遂行に当たっては、次に示すものに遵守又は準拠すること。

- ① 大学入試センター「情報システムセキュリティ規則」「サイバーセキュリティ対策基準」「情報セキュリティ基本方針」
- ② サイバーセキュリティ戦略本部「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」

4.4. その他の事項

受注者は、独立行政法人大学入試センター契約事務取扱規則（平成 13 年規則第 56 号）を遵守すること。

受注者は、次年度に調達する事業者に対し、必要な引継ぎを行うこと。

本業務に係る細部については、本センター担当者の指示に従うものとするほか、本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本センター及び受注者双方が誠意をもって協議の上、決定すること。

受注者は、本業務を再委託することはできない。

以上